

「登録試験機関の登録等について」の一部改正について

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 その他</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 消費者庁長官への登録の申請等については、都道府県等を経由して行う必要はなく、消費者庁食品表示課へ直接申請等を行うものであること。</p> <p>様式第1号～様式第11号 （略）</p>	<p style="text-align: right;">別添</p> <p>第1～第4 （略）</p> <p>第5 その他</p> <p>1～2 （略）</p> <p>3 消費者庁長官への登録の申請等については、都道府県等を経由して行う必要はなく、消費者庁食品表示企画課へ直接申請等を行うものであること。</p> <p>様式第1号～様式第11号 （略）</p>